

【修正箇所】（抜粋）

P.16 第3 審査基準及び指導指針 1 薬局 I 構造設備 2(15) ヨ 調剤に必要な書籍について

修正前		修正後	
審査基準	指導指針	審査基準	指導指針
ウ 調剤に必要な書籍の例 (ア) 日本薬局方及びその解説に関するもの ・「日本薬局方（解説付き）」 ・「日本薬局方－条文と注釈」等 (イ) 薬事関係法規に関するもの ・薬事衛生六法 ・衛生行政六法 ・その他（薬事法、薬剤師法、医薬品副作用被害者救済法、あへん法、覚せい剤取締法、健康保険関係法規等の法規を網羅したもの） (ウ) 調剤技術等に関するもの ・調剤指針 ・調剤業務指針 等 (I) 当該薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの	2-(15) 調剤に必要な設備及び器具 （調剤に必要な書籍） ア 書籍は最新のものとすること。 イ 調剤に必要な書籍がインターネット回線を使用したオンラインシステム等による場合は、インターネット回線が使用できない場合も閲覧できる措置を講じていること。	ウ 調剤に必要な書籍 (ア) 日本薬局方及びその解説に関するもの (イ) 薬事関係法規に関するもの (ウ) 調剤技術等に関するもの (I) 当該薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの （昭和 62 年 6 月 1 日付け薬発第 462 号）	2-(15) 調剤に必要な設備及び器具 （調剤に必要な書籍） ア 書籍は最新のものとすること。 イ 各項目につき、次のものを取り揃えること。 (ア) 日本薬局方及びその解説に関するもの 解説又は注釈付き日本薬局方 (イ) 薬事関係法規に関するもの 薬機法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚せい剤取締法その他薬局の業務に必要な法規を網羅したもの (ウ) 調剤技術等に関するもの 調剤指針若しくはこれに準ずるもの (I) 当該薬局で取扱う医薬品の

・日本医薬品集 等 ・当該薬局で取扱う医薬品の添付文書をまとめて添付文書集としたもの (昭和 62 年 6 月 1 日付け薬発第 462 号)			添付文書に関するもの 添付文書集(当該薬局で取扱う医薬品の添付文書をまとめたものでも可) ウ 調剤に必要な書籍がインターネット回線を使用したオンラインシステム等による場合は、インターネット回線が使用できない場合も閲覧できる措置を講じていること。
---	--	--	---